



5年に一度の

国勢調査が始まります



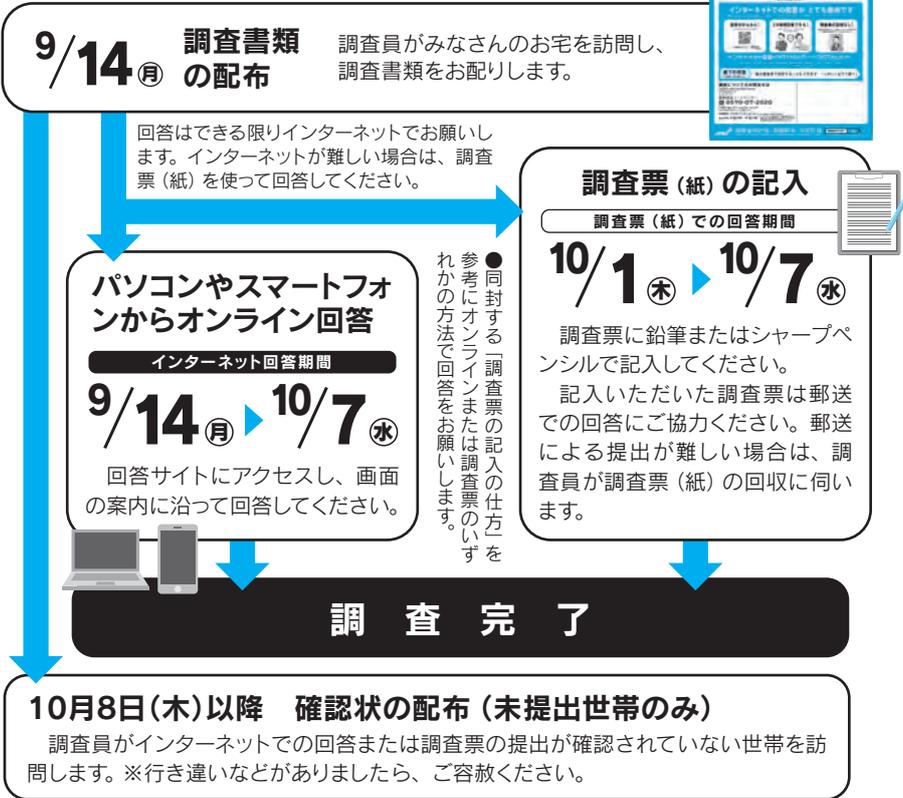
令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、人や世帯の実態を把握し、児童福祉や高齢者の介護・医療、若者の雇用対策などに役立てられる大切なデータとなります。日本の未来をつくるために必要な大切な調査です。調査へのご協力をお願いします。

●期日 10月1日
 ●対象 令和2年10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人（外国人を含む）
 ●目的 人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得ることです。
 ※調査の対象者には、法律により正確に調査に回答する義務があり、調査員などには調査内容の守秘義務が課されます。

■調査項目は16項目
 人口と世帯に関する最も基本的な事項（左表）について調査します。

| 調査項目 |
|-------------------|
| ・世帯員の数 |
| ・住居の種類 |
| ・氏名および男女の別 |
| ・出生の年月 |
| ・配偶の関係 |
| ・就業状態 |
| ・就業地または通学地など 16項目 |

調査スケジュール



国勢調査100年

国勢調査は、大正9年の第1回調査以来、5年ごとに行われています。今回の調査は開始から21回目を数え、実施100年の節目を迎えます。この機会に、大正(第1回)・昭和(第10回)・平成(第20回)の調査結果を掲載しました。こうして比較すると、人口や平均寿命など、時代とともに大きく変化していることが分かります。

| 実施回 (実施年) | 人口 | 世帯数 (1世帯当たり 人員) | 労働力人口 | 全国平均寿命※1 | | 6歳児平均身長※2 | | 6歳児平均体重※2 | |
|-----------------|--------|-----------------------|---------|----------|----------------------|-----------|---------|-----------|--------|
| | | | | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 第1回 (大正9年) | 0.56億人 | 1,122万世帯 (4.89人) | 2,587万人 | 42.06歳 | 43.20歳 (大正10~14年) | 107.0cm | 105.8cm | 17.6kg | 17.0kg |
| 第10回 (昭和40年) | 0.99億人 | 2,429万世帯 (4.05人) | 4,863万人 | 67.74歳 | 72.92歳 | 113.3cm | 112.5cm | 19.6kg | 19.1kg |
| 第20回 (平成27年) | 1.27億人 | 5,345万世帯 (2.36人) | 6,152万人 | 80.75歳 | 86.99歳 | 116.5cm | 115.5cm | 21.3kg | 20.8kg |

出典: ※1厚生労働省「第22回生命表」、※2文部科学省「学校保健統計調査」

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください!

国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。

**国勢調査員が
みなさんの世帯を訪問します**

国勢調査員は総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を身に付けています。



**新型コロナウイルス感染症への
対応について**

国勢調査員が9月中旬から各ご家庭を訪問しますが、調査の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受け・ドアポストなどに入れて配布します。ご不在の場合は、直接、郵便受け・ドアポストなどに入れてさせていただきます。

※対面での説明が必要となる場合は、一定の距離を保ちつつ簡潔に行わさせていただきます。

よくある質問

**Q 国勢調査はなぜ
行う必要があるのですか？**

A 国勢調査は、国の最も基本的な統計を得るために定期的に行われるものです。調査結果によって行政の施策や将来計画などを決定する際の判断がより適切に行われ、また、民間企業も消費者の地域分布などを考慮し、より効果的な経営判断ができるようになります。

Q 調査に協力したくありません。

A みなさんから回答をいただけなかった場合、人口や世帯の実態を正確に把握できないため、本当に必要な施策ができなくなる恐れがあります。必ずご協力をお願いします。なお、国勢調査については、統計法において調査対象に調査票を記入・提出することの義務（報告義務）が課せられ（統計法第13条）、報告を拒んだり、虚偽の報告をした場合の罰則（統計法第61条第1号）も規定されています。

**Q 住民登録をしているのだから、
調査をしなくても済むのでは？**

A 国勢調査の目的は、人や世帯の居住の実態に即した統計を作成することです。住民基本台帳などの記録と比較すると、人口の把握時期が違うことや長期の海外渡航者が住民票を残している場合などにより差があります。例えば、大規模災害時の対策などの想定には、住民票の有無にかかわらず、現に居住している人や通勤・通学する人の数を、正確に把握することが必要です。そのようなことから、全ての人および世帯を一時点で調査する国勢調査の結果が利用されています。

**Q 国勢調査では、個人や世帯の情報は
どのように保護されるのですか？**

A 国勢調査をはじめとする国の統計調査は、統計法に基づいて行われます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（統計法第41条、第57条第1項第2号）。

その他、国勢調査については、「国勢調査
2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



● 国勢調査の問い合わせは
国勢調査コールセンター
☎0570-10712020
(午前8時～午後9時 土・日・
祝日もご利用できます)
※つながりにくい場合もあります
すのでご了承ください。
IP電話の場合は、
☎03-6636-9607

● 調査票の不足、
調査票の提出方法の
変更などは
高萩市役所総務課
☎23-2119 (平日のみ)